

個人番号の利用目的の変更のお知らせ

株式会社三十三銀行(以下、「弊行」といいます。)は、個人情報保護法第 17 条第 2 項及び第 21 条第 3 項を踏まえ、弊行の「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」における個人番号の利用目的につきまして、以下の通り変更することをお知らせいたします。

変更箇所には下線を付しておりますので、ご確認願います。

なお、変更日は、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の施行日である 2024 年 4 月 1 日といたします。

個人番号の利用目的

- (1)金融商品取引に関する法定書類作成事務
- (2)金地金等取引に関する法定書類作成事務
- (3)国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- (4)非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (5)贈与税非課税措置に関する事務
- (6)信託取引に関する法定書類作成事務
- (7)保険取引に関する法定書類作成事務
- (8)預貯金口座付番に関する事務
- (9)災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- (10)本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
- (11)その他(1)～(10)に関する事務